

あなたのトラクターは大丈夫??

農耕作業用小型特殊自動車を運転中の事故。以下のケースのように意外とあるんです!!

【事故ケース】

- ◆ケース① 道路走行中に、あやまって他人をはねてケガをさせてしまった。
- ◆ケース② 農作業中に横転し、運転者が下敷きになりケガをしてしまった。
- ◆ケース③ 道路走行中に、自動車との衝突事故を起こしてしまった。



農耕作業用小型特殊自動車は自賠償共済（保険）に加入することができません。
上記ケース①のように自動車事故により他人を死傷させた場合、多額の賠償責任を負うことになる恐れがあります。

JAの自動車共済のおすすめプラン （以下）にご加入いただくと・・・

自動車事故により他人を死傷させたり、他人の車やモノを壊したときの保障、ご契約の自動車に搭乗中の方（運転者含む）への保障がありご安心いただけます。また、ご自身やご家族が他の自動車（注）に搭乗中もしくは歩行中などの自動車事故も対象になります。

（注）他の自動車には、ご自身や同居のご家族、別居の未婚の子（離婚歴にある者を除きます）が所有または主として使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。

JAのおすすめプラン

農耕作業用小型特殊自動車

- ◎等級：6等級（新規加入・事故有係数適用期間0年）
- ◎対人賠償：無制限（相手のケガに対して）
- ◎対物賠償：無制限（免責なし）（相手の物損に対して）
- ◎対物超過修理費用保障有
※相手自動車1台につき50万円が限度となります。
※6カ月以内に相手自動車を修理する場合に限りです。
- ◎人身傷害保障：共済金額 3,000万円
（自分自身の保障として）

年払いで

13,940円

（令和4年4月現在）



この資料は概要を示したものです。ご検討の際は「重要事項説明書（契約概要）」を、ご契約にあたっては「重要事項説明書（注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせはJA種子屋久各支所共済課まで
西之表支所：22-1215 中種子支所：27-1213
南種子支所：26-1211 屋久島支所：47-2211
上屋久出張所：42-1000

【22469990012】

